

追加議案関係説明資料一覧

予算関係

■第40号議案 令和3年度加須市一般会計補正予算（第13号）

総計 38,610 千円

○新型コロナウイルス感染症対策予算

資料番号	3つの柱	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考
資料1	生活支援	新型コロナウイルス感染症予防対策事業	自宅療養者への食料品等の配付に要する経費の増額	12,140	
資料2	事業者支援	園芸振興事業	コロナ禍における燃油等の価格高騰により、経営コストが増加した施設園芸農家に対する補助	20,284	
—	事業者支援	経営安定・自給力向上事業	稲作経営次期作支援交付金の申請・交付実績による減額	△ 20,000	
合計				12,424	

○新型コロナウイルス感染症対策以外の予算

資料番号	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考
資料3	通学路安全対策事業	水深小学校通学路安全対策における施工区間延長による工事費の増額	10,000	
資料4	小学校管理運営事業	鴻荃小学校の暖房設備用灯油流出事故に伴う土壌の油汚染調査及び対策工事	15,186	
資料5	女子硬式野球振興事業	第23回全国高等学校女子硬式野球選抜大会決勝戦の東京ドーム開催費用の支援に伴う補助金の増額	1,000	
合計			26,186	

条例関係

■第41号議案～第44号議案

資料番号	議案番号	条例名	趣旨	備考
資料6	41	加須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人事院規則の一部改正を踏まえ、非常勤職員に係る育児休業等の取得要件を緩和するとともに、非常勤職員を含む全職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めること。R4.4.1施行	
資料7	42	加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議会の議員の期末手当の額を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設けること。公布の日施行	
資料7	43	加須市特別職職員の給与等に関する条例及び加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設けること。公布の日施行	
資料7	44	加須市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告を踏まえ、一般職職員及び再任用職員の期末手当の額を改定し、及び令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設けるとともに、規定の整備をすること。公布の日施行	

自宅療養者への食料品等の配付（追加）

福祉部地域福祉課

新型コロナ感染の急拡大に伴い、自宅療養者への食料品等の配付に要する予算を増額

■ 事業名

新型コロナウイルス感染症予防対策事業

■ 目的

- 新型コロナウイルスに感染し、自宅療養を余儀なくされている市民に対し、日々の不安を軽減し、安心な療養生活が送れるよう、令和3年8月27日から予備費により、食料品等を無料で配付する支援を開始しました。
- 令和4年1月からの感染拡大の状況に対応するため、令和4年2月22日に議決された令和3年度加須市一般会計補正予算（第12号）により予算を追加措置したところです。
- しかし、想定を上回る自宅療養者の急増に伴い、現行予算では不足が見込まれることから、3月11日から31日までの21日間における当該支援に係る予算を更に確保するものです。

■ 補正予算の概要

(1) 自宅療養中に必要な食料品等の無料配付

種別	内容	数量	予算額
食料品セット※	3,500円×123セット×21日間	2,583セット	9,041千円
生活用品セット	1,700円×50セット×21日間	1,050セット	1,785千円
乳幼児セット	3,300円×8セット×21日間	168セット	554千円
段ボール	200円×181個×21日間	3,801箱	760千円

※1セット（1人分）：5日間分のレトルト食品、パックご飯等

(2) その他

埼玉県から提供されたパルスオキシメーターを無償貸与

■ 補正予算額 12,140千円

燃油価格高騰に伴う施設園芸農家への支援

経済部農業振興課

コロナ禍における燃油等の価格高騰により、農業経営コストが増加した施設園芸農家に対して、燃料費の一部を助成

■ 事業名

園芸振興事業

■ 目的

- コロナ禍における燃油等の価格の高騰により、特に影響を受けている施設園芸農家の負担を軽減するため、施設（ハウス）の加温設備等に使用する燃料費の一部を助成します。
- 令和3年度一般会計補正予算（第6号）により予算措置した「稲作経営次期作支援交付金」（米価下落の影響を受けた農業者支援）の執行残額を充当します。

■ 補正予算の概要

（1）補助金の概要

補助対象者	市内に住所を有する個人農家又は本店事業所を有する法人農家であって、次の要件を満たす者 ○令和2年以降の1年間における農作物販売金額が50万円以上であること。 ○市内の園芸施設で農産物（野菜・花卉）を栽培し、園芸施設用の加温設備等で暖房を使用していること。		
補助対象経費	施設園芸用に使用するA重油、灯油、LPガスの購入費 ○納品日が令和3年11月1日から令和4年3月31日までのもの		
補助金額	燃料の購入量に次の補助単価を乗じた額		
	R3.11～R4.2の間で前年同月との差が最も大きい額	算定率	補助単価
	A重油	1/2	15円/ℓ
	灯油	1/2	15円/ℓ
	LPガス	1/2	30円/kg
補助上限額	上限10万円		
申請期間等	申請：令和4年4月上旬から5月31日まで（予定） 交付：申請日から2週間程度で口座振込（予定）		

（2）周知方法

令和4年3月中旬から、市ホームページへの案内の掲載、JA等窓口へのチラシ配置、JA農家組合の回覧等を実施

（3）予算額の内訳

- 施設園芸農家支援補助金 20,000千円（100千円×200件）
- 事務費 284千円（消耗品費、時間外勤務手当）

■ 補正予算額 20,284千円

通学路安全対策の実施（追加）

学校教育部学校教育課
都市整備部道路課

水深小学校通学路の安全対策について、施工区間を延長し、更なる安全性を確保

■ 事業名

通学路安全対策事業

■ 目的

- 水深小学校通学路の安全対策については、水深橋を含めた前後の区間への路面標示等の設置や歩道整備のため、令和4年2月22日に議決された令和3年度加須市一般会計補正予算（第12号）により予算を措置したところです。
- 当該整備に伴い現地における詳細調査や地元地域との協議などを進める中で、水深橋の西側130mの区間に、一部路肩が極端に狭く、段差があり危険な箇所が確認され、学校からも追加の改善要望が提出されました。
- 予定していた施工区間に加え、その先に確認された危険箇所への歩道整備を一体的に実施することより、効率的及び効果的に通学路の更なる安全性向上を図るものです。

■ 補正予算の概要

- 水深小学校通学路の安全対策（追加）

整備内容	水深小学校の通学路である市道149号線のうち、北側約130mの区間の歩道整備工事
予算内訳	歩道整備工事 10,000千円 ※測量・設計は、補正予算(第12号)による整備と合わせて実施

■ 補正予算額 10,000千円

鴻荃小学校の灯油流出事故に伴う 土壌の油汚染調査等

生涯学習部教育総務課

鴻荃小学校における暖房設備用灯油の流出事故に伴い、土壌の油汚染の状況調査及び対策工事を実施

■ 事業名

小学校管理運営事業

■ 目的

令和4年2月7日に発生した鴻荃小学校の灯油流出事故に伴う油汚染対策として、埼玉県東部環境管理事務所等からの助言を受け、土壌の油汚染の状況調査や当該調査結果を踏まえた対策工事を実施するものです。

■ 経緯

- 令和4年2月7日、鴻荃小学校において暖房設備用の灯油400ℓが校舎屋上タンクから排管を経由して地上の油水分離槽へ流れ込み、その一部が学校敷地内の雨水マスへ流れたことが確認されました。
- 同月9日、雨水マスから土壌へ浸透した一部の灯油が、学校敷地北側の備前堀古笈田落（コザルダオトシ）（以下「水路」）へ流出したことが確認されました。
- 同日から、応急対策を実施し、水路への流出を防止しています。

〔既に実施している主な応急対策（既定予算で対応）〕

- ・水路の油流出箇所を土のうで囲い込み、オイルマットを設置
- ・水路の下流への油流出を防ぐため、水路の複数箇所にオイルマットを設置
- ・油水分離槽及び雨水マスの油を汲み上げ、雨水マスや排水管を高圧洗浄
- ・土壌の油汚染状況調査（油の分布状況を推定する平面方向調査）を実施

■ 補正予算の概要

（1）土壌の油汚染状況調査

深度方向調査	ボーリングマシンで土壌を採取し、油の漏洩深度及び濃度等を調査 （水路部分：4箇所、雨水マス部分：3箇所）	7,700千円
--------	---	---------

（2）土壌の油汚染対策工事等

揚水井戸設置検討調査	揚水井戸の設置に係る必要な調査及び設計等 （1箇所）	1,760千円
掘削除去工事	汚染土の掘削、搬出、処分 （水路部分：1箇所、雨水マス部分：3箇所）	5,726千円

（3）スケジュール（予定）

- 4月～6月 深度方向調査
- 6月～8月 揚水井戸設置検討調査
- 4月～8月 掘削除去工事

※工事等の内容、実施の有無及びスケジュールは、状況に応じて変更の可能性あり。

■ 補正予算額 15,186千円

全国高等学校女子硬式野球選抜大会を支援 “加須から東京ドームへ”

生涯学習部スポーツ振興課

東京ドームでの開催が決定した全国高等学校女子硬式野球選抜大会の決勝戦の会場使用料等の一部を助成

■ 事業名

女子硬式野球振興事業

■ 目的

- 平成 26 年度から毎年加須市で開催している全国高等学校女子硬式野球選抜大会について、第 23 回大会の決勝戦が、読売新聞社、読売巨人軍及び全国日本女子野球連盟の特別後援により、東京ドームで開催することに決定しました。
- 日本が誇る 4 大ドームの 1 つである東京ドームでの決勝戦の開催を契機として、女子野球の振興を図り、「女子野球の聖地」としての加須市の更なる定着と P R のため、開催費用の一部を助成するものです。

■ 補正予算の概要

東京ドームの使用料等約250万円の半額程度を助成します。

- 全国高等学校女子硬式野球選抜大会加須市実行委員会補助金 1,000千円

■ 補正予算額 1,000千円

〔参考〕

- 第 23 回全国高等学校女子硬式野球選抜大会の概要

日 程	令和 4 年 3 月 26 日（土）～4 月 3 日（日）
会 場	加須きずなスタジアム、田ヶ谷サン・スポーツランド野球場、平成国際大学野球スタジアム、東京ドーム（決勝戦）
主 催	全国高等学校女子硬式野球連盟、加須市
主 管	全国高等学校女子硬式野球選抜大会加須市実行委員会
後 援	埼玉県教育委員会、加須市教育委員会、加須市スポーツ協会
特別後援	読売新聞社、読売巨人軍、全日本女子野球連盟
特別協力	東京ドーム
参 加 校	38 チーム（過去最多） ※初出場校：花巻東高校、日本ウエルネス高校、東海大学付属静岡翔洋高校、山陽高校、沖縄県立南部商業高校、岩瀬日本大学高校

- 決勝戦

日 時	令和 4 年 4 月 3 日（日）午後 6 時（試合開始予定）
会 場	東京ドーム
入 場 料	大人 1,500 円、小学生 500 円（未就学児は無料） ※当日の巨人戦チケットをお持ちの方は無料で観戦可

加須市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

総務部職員課

人事院規則の改定を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和及び非常勤職員を含む全職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備

■ 条例の名称

加須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

■ 趣旨

人事院規則の一部改正を踏まえ、非常勤職員（再任用短時間勤務職員・会計年度任用職員）に係る育児休業等の取得要件を緩和するとともに、非常勤職員を含む全職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるものです。

■ 主な内容

- ①非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件のうち、任命権者を同じくする職に1年以上の継続した在職期間があることとする要件を廃止
 - 継続的な勤務が見込まれる非常勤職員は、任用当初から育児休業又は部分休業を取得できるようになります。

- ②非常勤職員を含む全職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等
 - 育児休業の制度等を知らせる措置及び職員の意向を確認する措置を講じることで、職員による育児休業の承認の請求の円滑化を図ります。
任命権者は、職員が育児休業の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないようにしなければなりません。

- ③勤務環境の整備に関する措置
 - 非常勤職員を含む全職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備等を講じます。

■ 施行期日

令和4年4月1日

市議会議員、特別職職員、一般職職員及び再任用職員の期末手当の改定

総務部職員課

人事院勧告を踏まえ、一般職職員及び再任用職員の期末手当を引下げるとともに、併せて市議会議員、特別職職員の期末手当を引下げ

■ 条例の名称

- 加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 加須市特別職職員の給与等に関する条例及び加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 加須市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

■ 趣旨

- 人事院勧告を踏まえ、一般職職員及び再任用職員（会計年度任用職員は除く。）の期末手当を引き下げるとともに、これに準じて、市議会議員及び特別職職員の期末手当を引き下げる改定をします。
- この改定は、令和3年度のコロナ禍における経済情勢等を反映させた人事院勧告を基にしたものであることから、同年度の期末手当の引下げの相当額については、令和4年6月の期末手当において減額調整するものです。

■ 主な内容

(1) 令和4年度以降の期末手当の改定

○市議会議員・特別職職員 4.45月から4.30月へ(0.15月)引下げ (単位:月)

	6月期	12月期	合計	総支給割合
期末手当	2.15(▲0.075)	2.15(▲0.075)	4.30(▲0.15)	4.30(▲0.15)

○一般職職員 2.55月から2.40月へ(0.15月)引下げ (単位:月)

	6月期	12月期	合計	総支給割合
期末手当	1.20(▲0.075)	1.20(▲0.075)	2.40(▲0.15)	4.30(▲0.15)
勤勉手当	0.95(改定なし)	0.95(改定なし)	1.90	

○再任用職員 1.45月から1.35月へ(0.10月)引下げ (単位:月)

	6月期	12月期	合計	総支給割合
期末手当	0.675(▲0.05)	0.675(▲0.05)	1.35(▲0.10)	2.25(▲0.10)
勤勉手当	0.45(改定なし)	0.45(改定なし)	0.90	

○会計年度任用職員 改定なし(1.45月を据置き)

(2) 令和3年度の期末手当引下げ相当額の減額調整

令和4年6月の期末手当については、(1)の改定後の算出額から、令和3年12月に支給された期末手当額に対して次の率を乗じた額を減額します。

市議会議員・特別職職員	一般職職員	再任用職員	会計年度任用職員
222.5分の15	127.5分の15	72.5分の10	調整なし

■ 施行期日

公布の日から施行

〔参考〕 予算影響額 職員人件費：76,370千円（特別職人件費586千円を含む。）
議員人件費：3,776千円 ※令和4年度当初予算反映済み。